

EBPMの分析レポート（時間外労働の上限規制） 概要

○平成31年4月に時間外労働の上限規制が大企業に導入されたことにより、時間外労働への影響が見られるかについて、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の考え方をを用いて、大企業・中小企業の定義のひとつとして用いられる資本金に注目して分析を行った。

○令和元年における資本金の閾（しきい）値では、長時間労働割合に段差（下記の図では青い矢印で示している）が見られるが、それ以前の平成28年や、時間外労働の上限規制が全面適用された令和2年では、閾値において段差が見られない。令和元年においてのみ、閾値における段差が見られたため、平成31年4月の上限規制適用による効果が示唆された。

時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合に関する回帰不連続デザイン（事業所単位）

【平成28年】

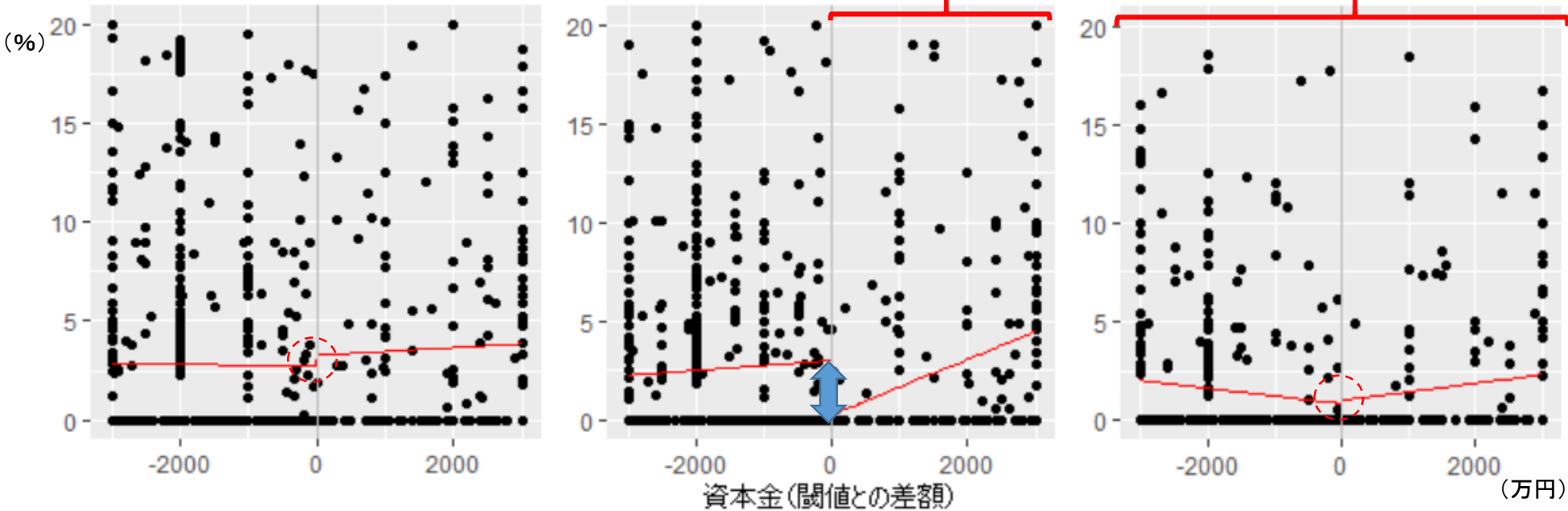
【令和元年（大企業のみ適用）】

【令和2年（全面適用）】

※働き方改革実行計画策定（平成29年3月28日）の前年

上限規制が適用

上限規制が適用



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（注）時間外労働は、（超過実労働時間数＋所定内労働時間数－8×実労働日数）を計算することで、推計している。企業規模の要件を満たしている事業所のみを集計対象とし、時間外労働の上限規制に係る除外産業・除外職業を含む建設業、運輸業、医療・福祉は集計対象外としている。資本金（閾値との差額）は、閾値（小売業・サービス業は5,000万円、卸売業1億円、その他3億円）との差額であり、いずれの年においても「経済センサス-活動調査」（平成28年）の値を用いている。本分析レポートでは、閾値から3,000万円前後において比較した結果を示している。また、赤線は、各資本金における時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合の平均の分布を取ったものである。